

～運営される住民グループの活動を支援します！～

高齢者ふれあいサロン

定期的な体操で**介護予防**

地域活動や**交流**を活性化！

安否確認（相互の見守り）で安心！

ふれあいサロン運営費補助金とは？

自主的・定期的に地域で活動するグループ等が地域の高齢者等に対して実施する交流活動や介護予防に資する活動等に対して補助を行っています！

実施条件（概要）

- ◆ 65歳以上の高齢者が5人以上参加のグループ
- ◆ 固定曜日に月2回以上開催
- ◆ 午前9時から午後9時までの間で1回あたり2時間以上開催、1回あたり高齢者5人以上参加
- ◆ 地域住民が利用しやすい場所で実施
- ◆ 利用者に無料または低額でお茶やコーヒー等を提供（補助を受けるには条件があります。詳細はお問合せ下さい。）
- ◆ 利用者の台帳（名簿）を作成し参加状況を把握する（安否確認）

※老人クラブの活動助成など、市から他の助成金等を受けている活動は対象外

申請手続等

- ◆ 初回の申請は通年受付のため、いつ申請していただいても構いませんが、遅くとも開始予定日の14日前までには申請くださるようお願いいたします。
- ◆ 基本的には半期に1回の更新制となります。

★申請様式は尼崎市のホームページから入手していただけます。

////////// 又は

高齢者ふれあいサロン	検索	HP 1004056	表示
------------	----	------------	----

尼崎市健康福祉局福祉部 包括支援担当

電話：06-6489-6356 FAX：06-6489-6528

メール：ama-koureikaigo@city.amagasaki.hyogo.jp

◎ふれあいサロン 補助加算要件一覧◎

※補助上限加算額計算書(様式第3号の2)を作成時にこちらをご覧ください。

